

平成24年11月



第4回議会報告会



《次第》

- 1 開 会
- 2 代表者あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 報告事項等
 - (1) 委員会等の活動報告
 - (2) 重要な議案等の審議状況
- 5 質疑応答
- 6 意見交換会
 - (1) 地域の課題について
 - (2) 市議会及び市政への意見について
- 7 閉 会

第3回議会報告会の様子（平成24年5月）

【大分県佐伯市議会】

第 4 回 議 会 報 告 会 日 程 表

日 時		会 場	中学校区	担当班
11月7日 (水)	午後7時～9時	弥生文化会館	昭 和	(1班)
	午後7時～9時	上浦地区公民館	東 雲	(2班)
	午後7時～9時	宮野浦地区センター	米水津	(3班)
	午後7時～9時	梶寄公民館	鶴 見	(4班)
	午後7時～9時	保健福祉総合センター和楽	鶴 谷	(5班)
11月8日 (木)	午後7時～9時	田の浦公民館(大島)	大 島	(1班)
	午後7時～9時	城南町公民館	佐伯城南	(2班)
	午後7時～9時	石間区公民館	大入島	(3班)
	午後7時～9時	直川地区公民館	直 川	(4班)
	午後7時～9時	蒲江地区公民館	蒲江翔南	(5班)
11月9日 (金)	午後7時～9時	上堅田地区公民館	佐伯南1	(1班)
	午後7時～9時	本匠西地区公民館	本 匠	(2班)
	午後7時～9時	八幡地区公民館	彦 陽	(3班)
	午後7時～9時	下堅田地区公民館	佐伯南2	(4班)
	午後7時～9時	宇目地区公民館	宇目豊緑	(5班)

※佐伯南中学校区(上堅田・下堅田・青山・灘・木立)は2会場で開催します。

〔班構成〕・議員の班編成及び開催場所は、抽選により決定しました。

班	代表者	班 員 (議席順)				
1班	矢野精幸	後藤幸吉	宮脇保芳	玉田茂	清家好文	清家儀太郎
2班	高司政文	井野上準	兒玉輝彦	日高嘉己	高橋香一郎	御手洗秀光
3班	後藤勇人	河野豊	井上清三	芦刈紀生	下川芳夫	吉良栄三
4班	渡邊一晴	浅利美知子	清田哲也	河原修仁	江藤茂	矢野哲丸
5班	上田徹	佐藤元	三浦涉	小野宗司	榊田穂積	

*** (目 次) ***

- ◆議会活動実績表（5月～10月）・・・3ページ
- ◆市議会の構成・・・4ページ
- ◆報告事項等

（1）委員会等の活動報告

番号	委員会名	ページ
①	議会運営委員会	5
②	総務常任委員会	7
③	建設常任委員会	9
④	教育民生常任委員会	11
⑤	経済産業常任委員会	13
⑥	議会改革等調査特別委員会	15
⑦	地域開発調査特別委員会	18
⑧	政策研究会	19

（2）重要な議案等の審議状況

議案等名	件名	ページ
議案第96号	大手前開発事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定について	26

◆意見交換会

- （1）地域の課題について・・・28ページ
- （2）市議会及び市政への意見について・・・29ページ

◆参考資料・・・30ページ

- ・佐伯市議会基本条例（前文）
- ・市議会の役割
- ・市議会の権限
- ・本会議（定例会）の審議の流れ
- ・委員会等構成表（委員等名簿）

議 会 活 動 実 績 表 (5月~10月)

日	5月	6月	7月	8月	9月	10月
1				地域開発委		議会改革視察受入
2			議会改革委 政策研究会	議会運営委員会 臨時会開会日 各派代表者会議		
3			行政視察 (総務委) 経産委		議運・開会日 政策研究会	
4		議運・開会日・ 各派代表者会議	行政視察 (総務委)			
5			行政視察 (総務委) 経産委協			
6			教民委 (意見交換 会)・建設委	議会運営委員会 請求代表者の意 見陳述		
7		建設委		地域開発委		
8	政策研究会 (視察)			議運・閉会日・総 務委・広報委		
9	第3回議会報告会		議会広報委			議会広報委
10	第3回議会報告会		行政視察 (建設委)	政策研究会 政治倫理委		
11	第3回議会報告会	議会運営委員会 一般質問	行政視察 (建設委) 政治倫理委		議会運営委員会 一般質問	
12		一般質問	行政視察 (建設委) 政治倫理委		一般質問 各派代表者会議	議会広報委
13		一般質問 議会広報委			一般質問	
14	議会改革委 建設委・総務委協	議会運営委員会 一般質問	地域開発委協 政治倫理委 議会広報委		一般質問・政策研 究会・議会広報委	
15	行政視察 (経産委)	地域開発委	政策研究会			地域開発委 議会改革視察受入 会派視察 (平成 会・新風会)
16	行政視察 (経産委) 行政視察 (教民委)					会派視察 (平成 会・新風会)
17	行政視察 (経産委) 行政視察 (教民委)			議会改革委・ 総務委・建設委協		会派視察 (平成 会・新風会)
18	行政視察 (教民委)	経産委 教民委	政治倫理委		経産委 教民委	会派視察 (平成 会・新風会)
19		建設委 総務委			建設委・総務委 議運	会派視察 (平成 会・新風会)
20			建設委協 教民委協			
21	政策研究会	議会運営委員会			政策研究会	
22	政策研究会 (視察)			政治倫理委		議運・議会改革委 公共工事入札委
23	政策研究会 (視察)		公共工事入札委 議会改革委	教民委		決算特委
24		議会運営委員会 閉会日	総務委・経産委 議運・政治倫理委	議会運営委員会 勉強会		決算特委
25	議会運営委員会 勉強会	政治倫理委 議会広報委	会派視察 (開政 会・市民の会)	全員協議会		決算特委
26	各派代表者会議 公共工事入札委		会派視察 (開政 会・市民の会)	地域開発委協		
27		議会改革 (視察受 入)	会派視察 (開政 会・市民の会)		議会運営委員会 閉会日	
28		政治倫理委 管内視察 (教民委)	県議との情報交換 会 (建設)	一般質問通告締切	決算委 全員協議会	
29	地域開発委 一般質問通告締切	公共工事入札委 政策研究会			地域開発委協 議会広報委	大分県市議会議員 研修会
30			議会運営委員会 政策研究会	一般質問割振協議		地域産業委
31	一般質問割振協議			地域開発委協 政治倫理委 建設委		議会改革視察受入

市議会の構成

本会議

本会議とは、全議員で議案などを審議する会のことを言います。またここでは、市政全般に関する質問（代表質問・一般質問）が行われます。

議会運営委員会

【定数 12 人以内】

議会運営を円滑、効率的に行うために設置しています。

常任委員会

議案等を専門的、能率的に審査するために所管の常任委員会に付託し、詳細に審査します。

・総務常任委員会 【定数 8 人】

総務部、財務部、企画商工観光部企画課（まちづくり推進係を除く）、消防本部などの所管

・建設常任委員会 【定数 7 人】

建設部、上下水道部の所管

・教育民生常任委員会 【定数 8 人】

市民生活部、福祉保健部及び教育委員会の所管

・経済産業常任委員会 【定数 7 人】

企画商工観光部企画課（まちづくり推進係に限る）、商工振興課及び観光課、農林水産部並びに農業委員会の所管

特別委員会

特に必要があると認める事件について議会の議決で設置します。

・議会改革等調査特別委員会 【定数 10 人】

議会基本条例の策定、その他議会改革に関すること

・地域開発調査特別委員会 【定数 10 人】

大型船修理ドックに関すること。中心市街地の活性化に関すること

・地域産業調査特別委員会 【定数 10 人】

第 1 次産業における新しい取組に関すること

・議会広報調査特別委員会 【定数 7 人】

議会広報の発行、ホームページの充実に関すること

・公共工事入札事務問題調査特別委員会 【定数 9 人】

公共工事入札事務問題に関すること

※その他、必要に応じ予算特別委員会及び決算特別委員会を設置し審査しています。

協議又は調整を行うための場

・政策研究会 【定数 8 人】

政策条例案の立案、政策提言を行うために調査・研究をしています。

・全員協議会

特に重要な案件について議員相互又は市長と協議又は調整を行います。

・各派代表者会議

各党派間の意見調整が必要な場合に開催します。

報告事項等：(1) 委員会等の活動報告

1 議会運営委員会

【市民に身近で開かれた議会の取組について】

佐伯市議会では、平成 22 年 10 月に議会基本条例を施行し、市民により開かれた活力ある議会の構築を目指して取り組んでいます。その主な取組として、議会だよりの発行や議会報告会の開催、議会モニターの設置やケーブルテレビ放映の拡充などがありますが、本年 9 月からインターネットによる録画配信も行っています。また、議会ホームページの充実も図っており、時代のニーズに即した対応も行っています。ここでは、9 月から配信しているホームページ（インターネット録画配信）の閲覧等について紹介します。




佐伯市議会映像配信

[⇒ 議会トップへ](#)

[⇒ 操作説明へ](#)

佐伯市議会本会議の録画映像をご覧いただけます。

 録画中継	▶ 議会の日程から選ぶ	議会の日程から選んで視聴できます。
	▶ 議員の名前から選ぶ	議員の名前から選んで視聴できます。
	▶ 録画映像の検索	会議名・会議日・議員名・会派名・フリーキーワードの条件で映像を検索することができます。

■この議会中継(映像および音声)は佐伯市議会の公式記録ではありません。本会議の公式な記録は、会議録をご覧ください。

■映像を視聴するには「Windows Media Player」が必要です。
右のアイコンのリンク先から、最新のバージョンをダウンロード・インストールしてください。
バージョンの古い「Windows Media Player」では正常に視聴できない場合があります。



【議員研修会の開催について】

佐伯市議会では議会基本条例第16条第2項の規定に基づき議員研修会を毎年開催しています。今年、11月6日に高知県南国市の危機管理課 西原三登課長をお招きし「南国市における地震・津波対策」と題して、避難タワーの設置など南国市における地震津波対策についてご講演をいただく予定です。研修会には議員はもちろん議会モニターや市関係者職員、自治委員関係者にも参加を呼び掛けており、本市における防災対策の意識向上を図る有意義な研修会となることが期待されています。

*議会基本条例第16条第2項（議員研修の充実）

議員は、議員研修の充実強化に当たり、各分野の専門家その他の有識者との研修会を積極的に開催するものとする。

【視察の対応について】

議会基本条例を策定し議会改革の取組を進める中で、近年では佐伯市議会への視察依頼が増えるようになりました。議会運営等、佐伯市議会に対する視察は議員（委員会）で対応することを議会運営委員会で決定し、他議会等からの視察に対応しています。

また、視察の対応にあたり「食事や宿泊・買い物等は佐伯でお願いします」と呼びかけも行っています。

佐伯市議会における視察受入状況(平成23年8月以降)			
年月日	視 察 項 目	市議会名等	人数
H23. 8. 3	・ 議会改革と議会運営等について	徳島県阿南市	17
H23. 9. 29	・ 議会改革の取組について	北海道室蘭市	8
H23. 9. 29	・ 議会改革の取組について	大分県日田市	10
H23. 10. 4	・ 基本条例制定に伴う取組について	大阪府岸和田市	2
H23. 11. 14	・ 議会基本条例について	山梨県都留市	18
H24. 1. 30	・ 議会改革について	滋賀県草津市	3
H24. 1. 31	・ 議会改革の取組について	滋賀県彦根市	9
H24. 2. 1	・ 議会運営について ・ 議会改革の取組について ・ 議会モニター制度について	佐賀県伊万里市	7
H24. 2. 1	・ 議会基本条例及び議会改革の取組について	宮崎県日南市	4
H24. 2. 9	・ 議会広報の編集状況等について	長崎県南島原市	9
H24. 2. 10	・ 議会基本条例等について	宮崎県高原町	6
H24. 2. 13	・ 議会改革について	熊本県合志市	9
H24. 4. 25	・ 議会基本条例制定に至る経緯と条例の内容 ・ 議会基本条例制定前と制定後の変化 ・ 議員定数についての考え方 ・ 議会改革についての考え方と取組	沖縄県名護市	2
H24. 4. 26	・ 議会基本条例制定後の議会運営について	埼玉県戸田市	11
H24. 6. 27	・ 議会改革の取組について	鹿児島県出水市	1
H24. 10. 1	・ 議会報告会について	大分県杵築市	11
H24. 10. 16	・ 議会運営について ・ 映像配信について	群馬県安中市	10
H24. 10. 31	・ 議会基本条例について	群馬県館林市	2
H24. 11. 7(予定)	・ 議会災害対策会議について	大分県日田市	10
H24. 11. 14(予定)	・ 議会基本条例について ・ モニター制度について ・ 議会報告会について	山形県米沢市	2
計		(20議会)	151

2 総務常任委員会

【第3回議会報告会における意見等に対する取組について】

本年5月の第3回議会報告会で出されました意見や要望のうち、総務常任委員会が所管する項目は36件ありました。内訳は、防災危機管理課に関するもの17件、総務課に関するもの8件、情報推進課に関するもの2件、企画課に関するもの5件、財政課に関するもの2件、議会に関するものが2件。多くの意見が防災対策に関するものであり、このため市民の皆さんに関心の高い、防災対策事業を中心に行政視察を行うことにいたしました。

議会報告会で出された意見や要望については、次のとおり担当課の出席を受け所管事務調査を実施しています。

(1) 防災対策に関する所管事務調査（8月9日）

視察研修を踏まえての提言等を執行部に行いました。また、執行部からは「佐伯市地域防災計画（地震・津波対策編）素案」が提示され、委員からは計画事項に対して様々な角度から質問や意見等が述べられました。なお、この計画素案は、関係機関等から意見を聴取し、8月末の防災会議で決定されました。

(2) 総務課・情報推進課・財政課・企画課に係る所管事務調査（8月17日）

これら2回の所管事務調査の結果につきましては、佐伯市議会ホームページに掲載していますので御覧ください。

【行政視察の報告】

(1) 徳島県鳴門市 7月3日（火）

- ①地震津波対策推進計画について
- ②自治基本条例について

(2) 愛媛県四国中央市 7月4日（水）

- ①自治基本条例及び住民投票条例について

(3) 高知県南国市 7月4日（水）

- ①津波避難対策（避難タワー設置）について
- ②避難タワー現地視察

(4) 四国電力㈱伊方発電所 7月5日（木）

- ①原子力発電所の現状について

行政視察の内容は、次のとおりです。



▲津波避難タワー

ア 自治基本条例について

鳴門市は、平成19年度から条例の策定に向けて市民ワークショップや策定審議会などに多くの市民が参加し市民の手作りによって平成23年3月に制定された。市民の参加状況は、全106回で延べ1,648人がこの条例作りに参画し、この条例では「市民やコミュニティなど（市民等）が主役のまちづくりを進めていくためのルール」と位置付け、「まちづくりの憲法」とも呼ばれ自治体における最高規範性を持つ条例と規定されている。

基本原則は、「参画」「協働」「情報共有」をキーワードに、「市民等」と「議会」そして「行政」が一体となってまちづくりに取り組むとしている。具体的には、①市民等の役割、②議会の責務、③市長の責務、④行政の責務を明らかにしている。

また、「市民投票（住民投票）制度」もこの条例の中に入られており個別設置型（投票対象者の範囲、投票方法などの手続は、その事案ごとに別の条例で定めるもの）である。

四国中央市の特徴は、いくら時間が掛かろうと市民の手でつくることを決め、最初から①検討委員会は完全公募制を採用、②検討委員会の運営は世話人会、③コンサルタントの活用、④議会議決では全会一致を目指すという4つの視点で取り組まれ、平成17年から検討委員会25回、単独世話人会10回、分科会16回、住民説明会6回を開催し、延べ140時間を掛け検討している。その後、庁内や議会での会議を延べ114時間費やし、2年3ヵ月を掛けて、議会では全会一致をもって平成19年7月1日に条例が施行された。

市民の権利と責務、議会や市の役割と責務を明確にし、協働によるまちづくりを実現するためにこの条例を定めると締めくくっている。

また「住民投票制度」については、その手続等をあらかじめ常設型の住民投票条例で定めている。

両市で共通しているのは、条例づくりの段階から市民がまちづくりに大きく関わりを持って取り組んでいることであり、佐伯市もこうした取組を見習い、条例づくりを急ぐべきだと痛感した。

イ 地震・津波対策について

鳴門市は、23年10月に「鳴門市地震津波対策推進計画」を策定。その理念としては「人命を守ることを最優先にした震災に負けないまちづくり」を掲げている。

計画期間は、23年度から32年度までの10年間を見通したものとなっている。計画期間中に途中で重大な想定の見直しや制度変更などがあれば、年度途中でも計画の見直しを行う。

具体的には、97事業について重要度・緊急度・着手時期の視点によりそれぞれA・B・Cのランク付けを行い、優先順位を決めて実施していくとしている。今後は、事業ごとにマニュアルの策定を行い、市民に周知を図っていく。

南国市では、自主防災組織は145組織あり組織率は90%。木造住宅の耐震化事業を補助事業（国県90万円、市10万円）で取り組んでいるが耐震化率は30%に満たない。その改修経費は、平均177万円必要であり、南国市内では約6,500棟が未実施。家具転倒防止事業は、なかなか申し込みがないので市の担当課が押しかけていかないと実施しないのが現状とのこと。

特徴的な取組としては、①小・中学校の耐震化は平成22年度で100%終了している。②震災時に仮設住宅建設用地を迅速に確保するために「防災協力農地の登録制度」を設け、事前に登録してもらった取組を実施。③「命山構想」として、約20億円掛けて避難タワー14基、避難ビル2地区、避難誘導灯115基、避難路・緊急避難場所を22地区に設置するほか、併せて小学校2校に外付け階段を設置する。避難タワーについては、5分以内で避難することを目標として掲げ、半径300メートルごとに設置する方針を固めている。④災害時における支援策として各種企業と65種類に及ぶ協定を締結。そのうち4企業と遺体搬送、葬祭用具等の供給協定までも締結している。

地震津波対策は、市民の命を守るために最優先しなければならない事業であり、他にも数多くの取組を行っていることがわかりました。最後に

居安思危（こあんしき）「居安思危 思則有備 有備無患」

やす あ あやう 安きに居りて 危きを思う 思えばすなわち備えあり 備えあれば患い無し

という言葉をお忘れなくいただきたいと締めくくっていただきました。

総務常任委員会としては、今後とも視察研修で得た成果を市政に反映させるべく努力をしていく所存でございます。なお、原子力発電所の視察内容は割愛させていただきます。

3 建設常任委員会

【行政視察について】

7月10日(火)から12日(木)までの間、土地区画整理事業や狭あい道路の解消を目的とした道路整備事業、またベンチのあるみちづくり整備事業等について、埼玉県和光市、東京都調布市・三鷹市を視察いたしました。特に、三鷹市のベンチのあるみちづくり整備事業は、高齢化社会を展望し、歩行による健康づくりを目的に、バリアフリーの観点から外出時には安全に移動ができ、快適な休憩の場として、ベンチの設置を市民や事業者から寄附をいただきながら行っています。

本委員会としては、佐伯市においても高齢化社会を迎える中、この取組を参考にさせていただきながら状況に応じた事業提案をしていきたいと考えています。

また、今回の視察で3回目となる国への要望活動も行いました。要望事項として、東九州自動車道「佐伯～蒲江間」の早期整備（平成26年度供用開始）、佐伯港女島地区国際物流ターミナル整備事業の推進に伴う水深14メートル岸壁の早期供用開始、また社会資本整備総合交付金の拡充・必要額の確保についてを重点的に要望いたしました。東九州自動車道「佐伯～蒲江間」や「蒲江～県境間」は3年連続で100億円を越す大型予算の獲得ができ、併せて女島地区国際物流ターミナル整備事業の予算も満額確保することができるなど着々と工事が進められています。



▲視察の様子（三鷹市）



▲要望活動（国会内）

【佐伯市選出県議会議員との情報交換会】

昨年の11月に引き続き、7月28日(土)、佐伯市の国・県に関するインフラ整備等の早期事業着手に向け、佐伯市選出の県議会議員との情報交換会を開催いたしました。

現状説明をする中、主要地方道の整備も大変遅れていることは事実であり、佐伯市選出の県議会議員として連携を強化し、力を合わせて事業を推進していきたいとの意見が出されました。

私たち建設常任委員会は、佐伯市のインフラ整備、特に東九州自動車道、国道、県道、市道という生活基盤道路の整備を中心に要望を行っていますが、佐伯市選出の県議会議員、市執行部、市議会、市民の皆さんの力を結集して取り組んでいかなければならないと実感しています。今後もこうした活動を続けていきたいと考えています。

【第3回議会報告会における意見等に対する取組について】

第3回議会報告会で、市民の皆様より出された意見について、検討し執行部の対応を求めました。主な内容と結果について報告いたします。

1 棚野橋について（市道府坂棚野線）

4トン車が通ったら歩行者も離合できず、危険な状態であるとの御意見をいただきました。

市は、平成21年度から23年度までに900橋余りの橋梁点検を終え、今年度は、長寿命化修繕計画を策定しています。棚野橋の架け替えについては、この計画の中で緊急性などを考慮し検討したいとのことでした。

委員会としては、この計画を今後、注視していきたいと考えています。

2 河川改良（エビセキ川）について

エビセキ川（蛇崎）の改修工事はすでに着手しているが、何年後の完成かとの御意見をいただきました。

全体計画延長が730メートル、平成24年度末で左岸延長170メートルの整備が完了予定です。内水被害の軽減を図るためにも必要な予算を確保し、事業を進めたいと考えているが、改修には、なお10年以上かかるとのことでした。

3 国道217号戸穴バイパスについて

事業の推進について課題を早く解決し、着手してほしいとの御意見をいただきました。

県としては、ルート案を示し、同意の確認をした上で新規事業として大分県事業評価監視委員会に諮る予定です。

委員会としても早期の事業着手に向け、地元住民と協力していきたいと考えています。

4 急傾斜地崩壊対策について

対策が規則に縛られて不十分だという御意見をいただきました。

市が実施する急傾斜地崩壊対策事業の進捗率は23%、要望待機箇所が43箇所あり、この事業は受益者負担金を1割伴います。また、大分県が事業主体として行う保全戸数5戸以上の急傾斜地崩壊対策事業は受益者負担がなく、工事施工中が16箇所、新規着手箇所は5箇所です。緊急を要する事業については、県と十分調整をし、積極的な推進を図りたいとのことでした。

4 教育民生常任委員会

【離島における救急搬送について】

大入島地域における緊急搬送については、第1回議会報告会で意見をいただいてから調査研究を行ってきました。大入島地域、消防本部と協議を重ね、一つの方向性が出ましたので報告します。

夜間の緊急搬送（心肺停止及び意識がない場合）については、消防隊員4名が海上タクシーにて渡航し、直接患者のもとへかけつけるというものです。フェリーの待ち時間もなく、島民の方が望まれている現場到着所要時間の短縮もできると考えています。

しかしながら、救急車で搬送ではないため、救命資機材を携帯した消防隊員だけで患者を搬送することは、安全確保の面に不安があり、地元の方の協力が必要です。

今回、大入島地域の協力を得て、大入島地区夜間緊急連絡網を作成し、フェリーを使用せずに救急搬送を行う際（救急車を使用できないとき）には、消防隊員の出勤と同時に、この連絡網を使い、急病人が発生した地区へ連絡し、現場で消防隊員の手伝いをする人を3名以上確保していただくこととなりました。



▲大入島地区との意見交換会

【第3回議会報告会における意見等に対する取組について】

教育民生常任委員会では、第3回議会報告会にて23件の御意見・御要望をいただきました。検討の結果等は市議会ホームページにも掲載しますので、ここでは、保育所送迎通路への屋根の設置についてのみ報告いたします。

これは、本匠地域でいただいた意見ですが、本匠保育所の子どもを送迎する際に利用するスロープに屋根がないため、雨の日は、傘を差し子どもを抱き荷物を持つなど大変不便だと感じておりスロープに屋根を設置してほしいとの御意見でした。

執行部の説明では、駐車場からの通路としてスロープを設置しており、設計時に屋根の設置について検討したが、構造上の問題や他の保育所等の状況を考慮した結果設置していない。今後、設置する



▲本匠保育所

計画についてもない。不便をかけている点については、送迎場所のアンケートを実施し、暴風雨時のみ認めていた、屋根のある正面玄関での送迎を、雨天時の送迎や、晴天時の布団の受け渡し等も正面玄関で行えるよう改善し、対応しているとのことでした。

委員会としては、改善は見られるものの、利用者の利便性を考慮し、再度屋根設置について検討するよう要望するとともに、併せて他の保育所についても同様の検討を行うよう執行部へ要望しました。

【請願の採択について】

6月定例会では、請願第15号青山地区公民館の建て替えを求める請願と、請願第16号教育予算拡充を求める意見書採択についての請願の、2件の請願が提出されました。

委員会では請願者、紹介議員及び執行部の意見を聴取し、慎重審議の結果、両請願とも採択するものとなりました。

【9月定例会について】

9月定例会では、四つの補正予算案と、一つの条例一部改正案が本委員会に付託されました。

補正予算の中には、制度改正等により実施されることとなった、予防接種にかかる経費2,700万円が計上されていました。

予防接種の開始時期は、単独ポリオワクチンが9月1日から、4種混合ワクチンが11月から、おたふくかぜ・水ぼうそうワクチン及び成人用肺炎球菌ワクチン（市から3,000円の助成）が10月1日からとなっております。

また、議案第110号、佐伯市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正については、この事業はこれまで償還払いにて助成を行っていましたが、12月診療分から現物給付にて助成できるようにすること、併せて親には一部自己負担金の負担を求めるという内容の条例改正でした。

9月18日の委員会では、執行部から、昨年県が実施した対象者へのアンケート結果や、制度改正による市負担について等の説明がありました。委員からは、制度改正により申請をしなくても、全対象者がサービスを受けられることについて評価する意見、また、評価はするものの一部自己負担金を市が単独助成するべきではないか等の意見が述べられました。採決の結果、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。また、9月26日の本会議でも、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決されました。

【民生委員児童委員協議会との意見交換会について】

7月6日（金曜日）に民生委員児童委員協議会の皆さんと意見交換会を行いました。

意見交換会では、民生委員さんや主任児童委員さんの職務を行う上での問題点等について多数の御意見をいただき大変充実した意見交換ができました。

委員会では、いただいた御意見について調査検討し、後日、民生委員児童委員協議会へ回答しました。



▲民生委員児童委員協議会との意見交換会

5 経済産業常任委員会

【6月定例会での主な議案】

議案第 93 号、財産の無償貸付けについて（旧河内小学校校舎の一部）

株式会社エクセルテックを誘致しようとするものです。この会社は、主に金融機関のコンピュータシステムの開発を手掛け、社員は、約 150 名、社長は、蒲江西野浦出身です。蒲江では新たな分野の仕事に取り組みたいとのことです。また、旧小学校跡を利用するため、給排水施設、トイレなどの整備費用として約 110 万円の予算が計上されています。

請願第 14 号、佐伯市城山頂上周辺の生態系調査を求める請願

【請願の趣旨】

請願者の佐伯商工会議所専務理事から、「県の鳥獣保護区の指定を受けているために生態系調査をしないことには伐採等も何もできない。歴史的資産として価値があるこの石垣を市内から見える状態にすることで、佐伯観光の目玉にし、佐伯のシンボルにしたい」との趣旨説明がありました。

執行部から、生態系調査を行わず、法令の許容範囲において可能とされる伐採や除伐について現実にどの程度なのかを改めて調査、研究する必要があるとの説明がありました。

委員会としても今後、石垣をどのようにしたら市内から見えるようになるのか、最善の方法を本委員会でも調査、研究を行う必要があるため、本請願については、継続審査としました。

また、委員会として、去る 7 月 3 日には、城山山頂付近の現地踏査を実施し、現況の把握を行ったところです。

その後、7 月 13 日に請願者の佐伯商工会議所会頭から、議長あてに請願取下申出書が提出されました。その理由は、県から特別保護地区に指定されていることが誤りであり、城山頂上周辺の木竹の一部を伐採する等の行為を行うために必要とした「対象エリア内の生態系調査」は必要がないということが判明したというものでした。

委員会としても、本請願の趣旨については、十分理解ができますが、法令等の制約及び所管課が複数にわたることから、引き続き慎重に調査、研究を行っていきます。



【9月定例会での主な議案】

議案第 97 号、平成 24 年度佐伯市一般会計補正予算（第 1 号）（経済産業所管の部分について）

○ 一般会計 旧国鉄清算事業団用地公募売却事業（1 億 3,931 万 5,000 円）

企画費のうち、旧国鉄清算事業団用地公募売却事業の概要は、土地開発公社が所有する佐伯駅前の旧国鉄清算事業団用地の一部を公募売却するための、この用地を公社から一般会計に買い戻すための経費を計上したものです。敷地全体の面積約 3,500 平米があるうち、今回、売却予定である 2,000 平米の土地を売却しようとするものです。購入予定者については、現在のところ大手コンビニエンスストアが購入の意思を示し



ていますが、本件の土地の売却方法は公募売却となっていることから、最高値を提示された方へ売却することとなります。なお、残りの 1,500 平米については、現在利用している方の駐車場として引き続き利用する予定となっています。

○ 一般会計 緊急雇用創出事業（2,770 万 8,000 円）

企業と農業者の連携により今後の農業振興の方策を探る「佐伯市内中小企業における農工連携実証事業」をはじめ、新たに 3 事業を追加計上したものです。

本市の持ち出しはありませんが、本委員会としては、次年度以降においても継続して実施できる事業、特に IT 企業関係への補助は毎年継続して実施してきており、今後フォローしていき、来年度予算については単独での予算確保ができればと考えております。

○ 一般会計 農業体質強化基盤整備促進事業（800 万円）

農用地の利用集積を促進するため、水田の畦畔除去に対し助成を行う経費を計上したものです。

補助対象は、上堅田の城村と弥生の尾岩地区で、期間は、平成 24 年度からの 3 カ年となっています。

○ 一般会計 林業専用道開設事業（5,612 万 3,000 円）

林業専用道路とは、県が計画実施している、「おおいた農産漁村活性化戦略 2005」の中で、平成 27 年度までに林業における素材の年間生産量 100 万立方メートルを目標として推進している事業があり、この中で、木材の搬出等の作業の効率化を図るために整備する林業専用の道路のことを言います。対象となる地域は、本匠の山部桜原地区で、事業年度は平成 24 年から平成 26 年度までの 3 カ年となっています。

6 議会改革等調査特別委員会

【議会における危機管理対策について】

議会改革等調査特別委員会では、調査項目の一つとして「議会危機管理マニュアル策定に関する件」を掲げており、昨年3月11日に発生した東日本大震災では広範囲にわたり、これまでの想定を遙かに上回る、未曾有の被害をもたらしたのは皆さん御存じのとおりです。今後、いつ何時発生するかわからない東海・東南海・南海・日向灘の4連動とも言われる大地震や、その他の大規模災害に対して、市議会が備え、大規模災害発生時に議会・議員としてなすべき行動を本特別委員会では研究を行いました。

委員会では、他都市議会の事例を参考としながら、本市議会・議員としてどのような対応を取るべきか。また、災害発生後の段階に応じた行動内容の検討や、そのための体制等を議論・検討の結果、市政の両輪を担う市議会として大規模災害発生時には、行政サイドだけでは手の届かない部分をフォロー・後方支援を行うこととし、その際の組織として「議会災害対策会議」を設置することを決めました。

併せて、大規模災害発生時の議員の「行動マニュアル」を策定いたしました。

(1) 議会災害対策会議設置規程の要旨

(設置)

第2条 議長は、佐伯市災害対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定により佐伯市に設置される佐伯市災害対策本部をいう。以下「市災害対策本部」という。）が設置された場合において、これに協力することが必要であると認めるときは、副議長と協議の上、議会対策会議を設置することができる。

(所掌事務)

第4条 議会対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市災害対策本部との情報交換に関すること。
- (2) 被災地、避難所等の状況調査に関すること。
- (3) 避難所等における自治会、自主防災組織等に対する支援及び協力に関すること。
- (4) 被災者からの相談及び被災者に対する助言に関すること。
- (5) 大分県市議会議長会との連絡調整に関すること。
- (6) その他議長が特に必要と認める事項

(組織)

第5条 議会対策会議は、議長、副議長及び議員をもって組織する。

2 議長は、議会対策会議を代表し、その事務を総括する。

(班の設置)

第6条 議会対策会議に、必要に応じて、別表第1に掲げる班を置く。

(議員の行動原則)

第7条 議員は、議会対策会議が設置されたときは、自己の安否及び居所又は連絡場所を議会対策会議に対して明らかにするとともに、議会対策会議に参集するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、議員は、議会対策会議に参集できないときは、地域の情報収集に努め、地域の諸活動を支援するものとする。この場合において、議員は、その内容を議会対策会議に報告するものとする。

(議会対策会議の行動)

第8条 議会対策会議は、別表第2に定める区分により行動する。

(会議)

第9条 議会対策会議は、必要に応じて、別表第3に掲げる会議を開くことができる。

附 則

この訓令は、平成24年9月1日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

班	班 長	副班長	班 員	所掌事務
総務班	総務常任委員長	総務常任副委員長	総務常任委員	総務常任委員会の所管に関すること。
建設班	建設常任委員長	建設常任副委員長	建設常任委員	建設常任委員会の所管に関すること。
教育民生班	教育民生常任委員長	教育民生常任副委員長	教育民生常任委員	教育民生常任委員会の所管に関すること。
経済産業班	経済産業常任委員長	経済産業常任副委員長	経済産業常任委員	経済産業常任委員会の所管に関すること。

別表第2 (第8条関係)

区 分	行動の内容
初動期(災害が発生した日以後おおむね3日以内)	被災地における被災者の調査に関すること。
中期(災害が発生した日以後おおむね2週間以内)	1 被災地における被災者の調査に関すること。 2 第4条各号に定める事務に関すること。
後期(災害が発生した日以後おおむね2週間を経過した日以後)	第4条各号に定める事務に関すること。

備考 区分欄に定める期間は、目安を示したものであり、発生した災害の種類、規模等により変動する。

別表第3（第9条関係）

会議の名称	構成員	目的	招集権者
全体会議	議長、副議長及び議員	災害対策に関すること。	議長
班長会議	議長、副議長及び班長	災害対策の方針に関すること。	議長
班会議	班長、副班長及び班員	班の所掌事務に関すること。	班長

（2）議会災害時行動マニュアルの要旨

1 安否の確認

大災害発生時には、まず議員は自身の安全を確保した上で佐伯市議会災害対策会議に安否情報を報告するものとする。また、議長は、議会災害対策会議を設置したときは、あらかじめ登録した電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、全議員にこれを通知する。

（1）連絡方法

議員は、次のいずれかの方法により報告を行う。この際に安否情報の報告のみであるときは、緊急通話を要する人たちに配慮し電子メール、災害用伝言ダイヤル又は災害用伝言板の使用を優先すること。なお、災害時の通話の際、公衆電話は緊急回線であり優先されるため繋がる確率は高い。

ア 電話または電子メール

イ 災害用伝言ダイヤル（固定電話を使用する場合）

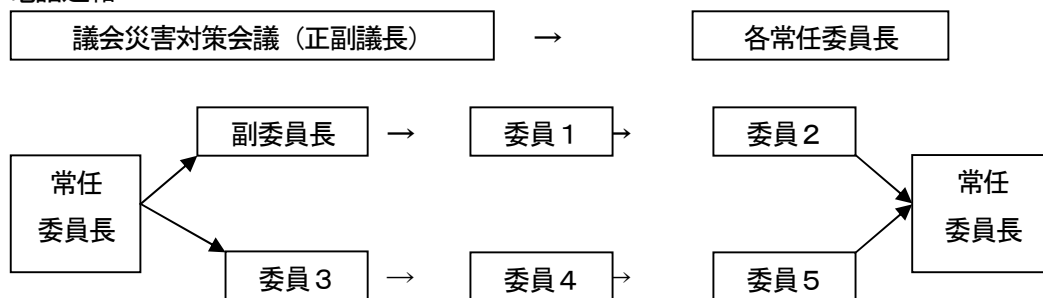
ウ 災害用伝言板（携帯電話を使用する場合）

（2）連絡網

行動に関する連絡事項は、次の方法により通知する。

ア 電子メールの一斉送信

イ 電話連絡



2 段階に応じた対応

3 佐伯市議会災害対策会議

（1）構成員：議長、副議長、全議員

（2）組織図 [記載省略]

第3回議会報告会における意見等について 『大手前開発事業について』

大手前開発事業については、これまで3回の議会報告会で、市民の皆様から、多数の御意見を頂戴してきました。

本委員会は、中心市街地活性化に関する件を調査事項として、主に大手前開発事業・歴史資料館建設事業・観光交流館整備事業について所管事務調査を実施してきましたが、市は、平成24年第3回佐伯市議会臨時会において、大手前開発事業についての大きな方針転換を発表しました。



これは、大手前開発事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定について、市長が付した意見の中で、6月議会以降、大手前開発事業の期限内の成立について、その実現性を検討してきたが、平成26年度末の完成が危惧される状況にあることが判明した。今後、都市再生整備計画の完了予定年度である平成26年度までの間は、大手前開発事業に着手せず、必要に応じ、次期都市再生整備計画、あるいは別に新たな事業の中で、検討を行いたいというものであり、実質的な、大手前開発事業（現計画）の白紙撤回、中止を意味するものでした。

この大きな方針転換を受け、本委員会としても、大手前開発事業を中止した場合の他事業への影響や、責任の所在を含めた大手前開発事業の中止に伴う対処について、今後の所管事務調査で調査研究していきたいと考えております。

8 政策研究会

【前回議会報告会以降の活動内容】

1. 政策研究会の開催（延べ8回）—テーマ「空き家・廃屋対策について」

2. 条例制定のため、先進自治体の調査及び国（国交省）の施策調査

5月22日 埼玉県所沢市

23日 東京都足立区 国土交通省住宅局

★所沢市 「空き家管理条例」は、全国でも「所沢方式」とよばれ、市の指導、勧告に従わない場合、氏名の公表など罰則を取り入れているのが特徴。佐伯市の条例案も多くは所沢市を参考にした。

★足立区 空き家だけでなく居住家屋にも「老朽家屋」であれば管理を義務づける条例を制定しているのが特徴。都会と地方の違いもあるが、空き家の所有者が不明の場合、区の職員が徹底的に調査し、所有者を特定し、対応させていることは参考になった。

★国土交通省住宅局 空き家対策の法的根拠、全国の事例、助成事業等を学ぶ。

【視察で明らかになった課題】

- ①倒壊や火災、ごみなど周辺に被害を及ぼすような危険家屋の除去等については、建築基準法、消防法、廃棄物処理法、道路法など関係法令を活用すれば、現行でも十分対応可能だが、条例を制定すれば、これらの法令がより活用しやすいこと。
- ②担当課、担当者の明確化及び関係ある各部各課との連携が欠かせないこと。
- ③空き家の状況、罰則規定の有無、助成金の有無など各地域にあった条例を制定する必要があること。



3. 「佐伯市空き家等の適正な管理に関する条例（案）」完成後の経過

9月26日 議会全員協議会説明

10月29日 自治委員会連合会説明、意見交換

10月19日～11月19日 パブリックコメント実施中

11月1日号 議会だよりに意見を求めていることを掲載

【今後の予定】

1. 11月7～9日 第4回議会報告会にて案の説明、意見交換。
2. 11月15日 議会モニターとの意見交換会
3. 11月21日 12月定例会 議会運営委員会に「佐伯市空き家等の適正な管理に関する条例(案)」提出。

佐伯市空き家等の適正な管理に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、適正に管理されていない空き家等及びその敷地が生活環境の保全を図る上でその周辺に悪影響を及ぼしている現状に鑑み、当該空き家等及びその敷地が管理不全な状態になることを防止し、並びに当該空き家等及びその敷地の管理不全な状態を改善することにより、市民の生活環境の保全及び安全・安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

【説明】

○この条は、この条例の目的について定めています。

過疎・高齢化等の進展に伴い、空き家等の増大が社会問題となっています。特に、長期間管理されず放置されたままの空き家は、老朽化が進むと、建材が剥落したり、風の強いときはその建材が飛散したりします。また、最悪の場合、倒壊に至ることが想定されます。また、空き家が所在する敷地も樹木や草が繁茂し、荒廃することとなります。このような空き家等及びその敷地は、生活環境の悪化を招きます。このような事態を防止し、又は改善し、生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することをこの条例の目的としています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する建物その他の工作物（既に倒壊したものを含む。）で、常時無人の状態にあるものをいう。
- (2) 管理不全な状態 空き家等又はその敷地が次のいずれかに該当する状態をいう。
 - ア 老朽化若しくは台風、地震その他の自然災害によって倒壊し、又はその建築材等が飛散することにより、当該空き家等の敷地外において人の生命若しくは身体又は財産に被害を与え、又はそのおそれがある状態
 - イ 病虫害又は悪臭が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、それらのことにより周辺に悪影響を及ぼし、又はそのおそれがある状態
 - ウ 犬、猫その他の動物が営巣し、又はそのおそれがあり、かつ、それらのことにより周辺に悪影響を及ぼし、又はそのおそれがある状態
 - エ 草木が著しく繁茂し、生活環境の保全上除枝又は除草が必要と認められ、かつ、そのことにより周辺に悪影響を及ぼし、又はそのおそれがある状態
 - オ ごみの不法投棄がされるような場所になり、又はそのおそれがあり、かつ、それらのことにより周辺に悪影響を及ぼし、又はそのおそれがある状態
 - カ 不特定の者が容易に侵入できる状態にあり、及び火災又は犯罪が誘発されるおそれがある状態
 - キ 交通の障害になり、又はそのおそれがあり、かつ、それらのことにより周辺に悪影響を及ぼし、又はそのおそれがある状態
 - ク アからキまでに掲げるもののほか、周辺の良好な生活環境を著しく損ない、又はそのおそれがある状態

- (3) 所有者等 市内に所在する空き家等又はその敷地を所有し、管理し、又は占有する者をいう。
- (4) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

【説明】

○この条は、条例中の用語の意義について定めています。

*第1号について

○この号は、「空き家等」の意義について定めています。

「工作物」には、建物、壁、門、煙突等（既に倒壊したものも含む。）があります。

「常時無人の状態」とは、普段の様子が無人である状態をいいます。

*第2号について

○この号は、空き家等又はその敷地の管理不全な状態の意義について定めています。

ア 空き家等の老朽化が進み、壁や屋根が崩落し、果てには倒壊し、又は空き家等の老朽化が進み、建築材が剥落し、当該空き家等の敷地外において支障を来し、又はそのおそれがある状態

イ 空き家等又はその敷地が荒廃し、病虫害の生息に適した環境となり、シロアリ、ハチ等が大量に発生し、又はそのおそれがあり、かつ、それらのことにより周辺に悪影響を及ぼし、又はそのおそれがある状態

ウ 空き家等又はその敷地が犬猫等の動物のすみかになり、悪臭の発生のほか不衛生な環境になったことに伴い、当該動物が周辺の土地・建物に侵入し、害をもたらし、又はそのおそれがあり、かつ、それらのことにより周辺に悪影響を及ぼし、又はそのおそれがある状態

エ 空き家等が所在する敷地から伸びている草木が適切な管理がなされないことにより、近隣住民の生活環境の保全及び安全・安心の確保に支障を及ぼし、又はそのおそれがあり、かつ、そのことにより周辺に悪影響を及ぼし、又はそのおそれがある状態

オ 荒廃した空き家等又はその敷地が車両等の通行できる道路に面している場合等であって、ごみ等の不法投棄の格好の場所となり、又はそのおそれがあり、かつ、それらのことにより周辺に悪影響を及ぼし、又はそのおそれがある状態

カ 空き家等が無施錠のまま放置されたことにより、不特定の者等が侵入したり、犯罪が引き起こされる場所となったり、火災の危険が増大したり、又はそれらのおそれがある状態

キ 歩道や道路に接した空き家等又はその敷地の荒廃が進み、歩道に面した壁の崩落の危険が発生したり、また、樹木の枝が歩道にかかっている場合等であって、交通の障害となり、又はそのおそれがあり、かつ、それらのことにより周辺に悪影響を及ぼし、又はそのおそれがある状態

ク このほか、管理不全の状態にある空き家等又はその敷地が存在することにより、周辺的生活環境が著しく損なわれ、又はそのおそれがある状態

*第3号について

○この号は、「所有者等」の意義について定めています。

所有者及び管理者のほか、事実上建物等を占有している者に対しても（民法第717条関係）適正な管理を行わせる必要があるため、占有する者もこの条例の対象に含めています。

「所有者等」の具体例としては、所有者、占有者、相続人などが考えられます。

「管理する者」とは、所有者の依頼を受けて、その物を保存し、又は利用する者をいいます。

*第4号について

○この号は、「市民」の意義について定めています。

(所有者等の責務)

第3条 空き家等及びその敷地の所有者等は、当該空き家等及びその敷地が管理不全な状態にならないよう適正に管理しなければならない。

【説明】

○この条は、所有者等は、空き家等及びその敷地を「管理不全な状態」にならないよう常に適正に管理する責任と義務があることについて定めています。「管理不全な状態」については、第2条第2号で定めています。

市民がその生活する環境を健全に保持していく義務を有することは、法律によって具体的に明示されているわけではありませんが、全ての市民はその居住する環境の保全について責任を持って取り組まなければならないことは、誰もが認めることです。そこで、空き家等に居住しないその所有者等にも、常に当該空き家等及びその敷地を適切に管理し、地域の住環境を良好に保全していく義務があることを定めています。

(当事者による解決との関係)

第4条 この条例の規定は、管理不全な状態である空き家等の所有者等と隣人その他当該空き家等が管理不全な状態にあることにより被害を受けるおそれがある者による自発的な解決を妨げるものではない。

【説明】

○この条は、この条例が管理不全な状態にある空き家等が原因で、市民の間で生じた紛争について、当事者が民事裁判等の手続により自発的な解決を図ろうとすることを妨げないことについて定めています。私人の間の財産権に係る紛争の解決を考える場合、まず当事者自らが自己の権利利益を確保するため、その解決を図るべきであると考えます。管理不全な状態にある空き家等の問題は、本来民事の問題ですが、当事者間にとどまらず、当事者以外の多くの市民の生活環境等に影響を与えていることから、公益上の必要があると認め、この条例により、行政が介入し解決を図ろうとするものです。しかしながら、どのようなケースにも行政が関わっていくということではなく、あくまで当事者間での解決を妨げないことを明らかにしています。

(情報の提供)

第5条 市民は、管理不全な状態である空き家等又はその敷地があると認めるときは、市長に対しその情報を提供するように努めなければならない。

【説明】

○この条は、市民に対し、管理不全な状態にある空き家等又はその敷地の情報を市長に提供するよう努力義務を課すことについて定めています。また、情報提供を求めることで、地域の関心が高まり、管理不全な状態の空き家等及びその敷地が漫然と放置されることを防ぐ効果も期待しています。

情報提供の方法は、電話等の口頭によるものだけではなく、例えば空き家等が管理不全な状態であることを識別できる写真等の提供によることも可能とします。

(調査)

第6条 市長は、前条の規定による情報の提供があったとき、又は管理不全な状態である空き家等若しくはその敷地があると認めるときは、当該空き家等又はその敷地及びそれらの所有者等について、この条例の施行に必要な限度において調査を行うことができる。

2 市長は、前項の調査に当たっては、当該職員に、その対象となる空き家等及びその敷地に立ち入らせることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入りの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【説明】

○この条は、市長が空き家等又はその敷地及びそれらの所有者等について必要な調査を行い、空き家等及びその敷地の適正な管理の指導等のために必要な情報を収集することができることについて定めています。

調査の内容は、主に空き家等に係る「外観調査」、「登記簿調査」、「管理者調査」、「施錠確認」、「聴取調査」や市が保有する関係書類などによる調査があります。

○第2項は、調査に当たって、市の職員にその対象となる空き家等及びその敷地に立ち入らせる権限を与えることについて定めています。

○第3項は、第2項の立入調査をする職員にその身分を示す証明書を携帯させ、関係人の請求があったときは、その証明書を提示させることを義務付けることについて定めています。

○第4項は、立入調査が行政上の目的から行政権の行使としてなされるものであって、犯罪捜査の刑事手続とは異なることを明確にするため、第2項の立入調査の権限の解釈について定めています。

(助言又は指導)

第7条 市長は、前条の調査により、空き家等又はその敷地が管理不全な状態であると認めるときは、当該空き家等又はその敷地の所有者等に対し、空き家等の適正な管理のために必要な措置について助言又は指導を行うことができる。

【説明】

○この条は、調査の結果、空き家等又はその敷地が管理不全な状態であるときは、必要な措置について助言又は指導を行うことができることについて定めています。

(勧告)

第8条 市長は、前条の助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等又はその敷地が管理不全な状態であると認めるときは、当該空き家等又はその敷地の所有者等に対し、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

【説明】

○この条は、助言又は指導を行ったにもかかわらず、適正な管理を行わず、空き家等又はその敷地の管理不全な状態が改善されないときは、その所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告できることについて定めています。

(命令)

第9条 市長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等がその勧告に従わないとき、又はその勧告をした後も空き家等又はその敷地が著しく管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講じるよう命ずることができる。

【説明】

○この条は、所有者等が第8条の勧告に従わないとき、又はその勧告をした後も空き家等又はその敷地が著しく管理不全な状態であると認められる場合に、市長が当該所有者等に対し、命令をすることができることについて定めています。

命令は命令書により行い、命令に従わない場合は第10条の規定により当該所有者等の住所・氏名等を公表する旨を通知します。

(公表)

第10条 市長は、前条の規定による命令を受けた所有者等が、その命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令の対象である空き家等及びその敷地の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

【説明】

○この条は、市長は、所有者等が命令にも従わない場合、その住所・氏名等を公表することができることについて定めています。

公表の規定は、制裁的な措置として、命令の実効性を担保する効果を期待しています。公表は、市報、市の掲示板、市のホームページ等に掲載する等して行うものとします。

○第2項は、公表を行うに当たっては、佐伯市行政手続条例第13条第1項第2号の規定に準じて、市長に対し、当該公表をする前に、所有者等に意見を述べる機会を与えることを義務付けています。

(緊急安全措置)

第11条 市長は、空き家等又はその敷地が管理不全な状態であることによる危険が切迫している場合において、当該空き家等又はその敷地の所有者等が自ら当該危険な状態を解消することができないと認めるときは、当該危険な状態を回避するために必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

2 市長は、前項に規定する緊急安全措置を講じようとするときは、あらかじめ、当該空き家等又はその敷地の所有者等の同意を得なければならない。

3 市長は、第1項の規定により緊急安全措置を講じたときは、当該空き家等又はその敷地の所有者等に対し、当該緊急安全措置に要した費用に相当する額の支払を請求するものとする。

【説明】

○この条は、空き家等又はその敷地が管理不全な状態であることに危険が切迫している場合において、市長が、その空き家等又はその敷地の所有者等が自らその危険な状態を解消することができないと認めるときは、その所有者等の同意を得た上で、最低限度の措置（緊急安全措置）を講ずることができることについて定めています。

○第3項は、市長がその所有者等に対し、緊急安全措置に要した費用に相当する額の支払を請求することについて定めています。

（警察その他の関係機関との連携）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関（次項において単に「関係機関」という。）に対し、空き家等及びその敷地の管理不全な状態を改善するために必要な協力を要請することができる。

2 市長は、前項の規定による要請をしようとするときは、関係機関に対し、第6条から第10条までに規定する調査、助言、指導、勧告、命令又は公表の内容を提供することができる。

【説明】

○この条は、火災予防、犯罪防止等の対策が必要な場合、又は緊急を要する場合は、その事態に適切に対処するため、警察等の関係機関への協力要請ができることについて定めています。

「関係機関」とは、警察、あるいは国道・県道の交通に支障がある場合の国、県の機関などです。

なお、地方公共団体の長には犯罪捜査の権限はありません。そのような司法的な警察権を発動する必要があるときは、警察機関に捜査等の要請をすることになります。

○第2項は、第1項の協力要請に当たって、関係機関との緊密な連携を図るため、その関係機関に対し、調査、助言、指導、勧告、命令又は公表の内容を提供することができることについて定めています。また、この規定は、個人情報をも市の外部に提供するための根拠規定としています。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【説明】

○この条は、この条例を施行するに当たって必要な事項については、規則で定めることについて定めています。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

【説明】

○この条例の施行期日は、周知期間等を考慮し、標記の施行日とすることについて定めています。であると考えます。

報告事項等：(2) 重要な議案等の審議状況

議案第96号 大手前開発事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定について

佐伯市では平成26年度末までの完成を目指し、大手前再開発事業などを含む中心市街地活性化事業が進められています。「佐伯市の現状を憂う市民の会」（代表 田村耀郎氏）は、今回2回目となる「大手前開発事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定」を求め1万2,271人の署名を添えて、市長に提出しました。

この請求を受けて市長は8月2日に臨時会を招集し、会期を9日までの8日間とし審議に入りました。

開会日の2日は、議案の提案理由と住民投票条例（案）に対する市長の意見が述べられました。市長の意見では、「大手前開発事業は、平成26年度末までの完成が危惧される状況であることが判明した。平成26年度までの間は、大手前開発事業に着手せず、必要に応じ次期都市再生整備計画や別の新たな事業で検討したいので、今回の住民投票条例の制定は必要ない」と述べられました。

6日は、本会議にて請求代表者（田村耀郎氏）から本条例（案）に賛同を求める意見が述べられ、その後の議案質疑の中で、計画凍結に対し質疑がなされ、市長は現計画を白紙に戻すことを表明しました。議案質疑を経て、本議案は地域開発調査特別委員会に付託され審査に入りました。

委員会審査では、白紙撤回の理由や現計画を中止した場合の影響、住民投票に係る経費等について執行部に質し、また請求代表者に対しては計画中止に対する見解や住民投票の必要性等を質しました。市長の白紙撤回を受けて、請求代表者からは、「理論的には無意味、法的には対象事業がないので無効と考えるが、白紙撤回を担保されるのは議員皆さんのチェックだろうと考える。」との意見が述べられました。質疑終了後の討論では、「市長の白紙撤回（中止）の明言により住民投票の必要はなくなった」旨の意見が多く出され、挙手採決の結果、挙手少数により議案第96号は否決すべきものと決しました。

9日最終日の本会議では、地域開発調査特別委員長より委員会審査の報告があった後、賛成の討論が1人、反対の討論が3人からなされ、採決の結果、本会議においても議案第96号は否決され、臨時会を閉会しました。

【賛成・反対の主な理由】

賛
成

○市民からの住民投票条例請求は今回2回目で、前回投票を行っていただければ破綻とも言える様な計画は行われなかったと思う。今回、計画が白紙撤回になって住民投票は必要ないと理解するかもしれないが、私はまちづくりに関しては市長が信用できない。市長が自ら責任をとるくらいのことがないと、住民投票の必要があり無駄銭とは思わないので賛成する。(後藤幸吉)

反

●住民投票条例の制定については、これまで賛成の立場であったが、市長が大手前開発事業の中止を述べ、計画そのものの撤回を明言したので、この条例を制定する意味もなくなったと判断する。(佐藤 元)

対

●当初からこの条例制定には反対の立場だったが、今回、市長の突然の発表にはあまりに唐突であらとした。大手前は今の状態のままではいけない。気持ちを切らさず関係者には頑張ってほしい。(矢野精幸)

●今回、苦渋の選択として白紙撤回し事業を見直し、平成26年度後に進めるとした市長の判断は、この状況では、やむを得ないと認識している。よって住民投票条例の制定は必要ないと判断し反対する。(上田 徹)

《議員の表決態度の見方について》

- ・賛成は「○」 反対は「●」 欠席は「欠」 議長は「議」
- ・議長は、通常の過半数議決には表決権がありません。

【審議結果】 賛成1、反対26で否決（採決の方法：記名投票）

平成会							開政会						新風会			市民の会		公明党		民主党		自民党		無党派				
清田哲也	河原修仁	江藤茂	矢野哲丸	日高嘉己	矢野精幸	玉田茂	榊田穂積	小野宗司	井野上準	兒玉輝彦	宮脇保芳	芦刈紀生	下川芳夫	高橋香一郎	渡邊一晴	上田徹	御手洗秀光	清家儀太郎	清家好文	吉良栄三	後藤勇人	浅利美知子	三浦涉	井上清三	河野豊	佐藤元	後藤幸吉	高司政文
欠	●	●	●	●	●	●	●	議	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	●

意見交換会テーマ

(1) 地域の課題について

～ 地域の課題について、ご意見を聴かせてください。～

(メモ)

(2) 市議会及び市政への意見について

～ 議会運営や市政に関するご意見を聴かせてください。～

(メ モ)

《 参 考 資 料 》

◆ 佐伯市議会基本条例（前 文）

前 文

いわゆる地方分権一括法による機関委任事務の廃止に端を発して以来、地方公共団体には事務の決定、運用における責任能力の有無が直接的に問われる時代となった。これに伴い、二元代表制の一翼を担う議会には、地方公共団体の事務の執行に対する議決権を的確に行使するとともに、住民の意思を代弁する唯一の議事機関として、その負託にこたえるべく、たゆまぬ努力を傾注することが求められている。

こうした状況の下、本市議会は、団体自治の観点から、地方自治法に限定的に規定された議決事件にとどまらず、行政運営に責任を持つことを宣言する議決事件を定め、さらに住民自治の観点からは、執行機関に対する監視機能の強化を図り、議員相互間の討議を軸とした合議制の意思決定機関たるべく、その責務を果たさなければならない。

また、長と議会の関係は、二元代表制から導かれる機関対立主義を形成しており、それぞれの異なる特性を生かして住民の意思を行政に的確に反映させる共通の使命を負っている。本市議会は、その責務を全うする手段の一つとして、政策立案能力を向上させ、現実に政策条例を提案し、長と議会が政策を巡って競い、両輪で佐伯市を牽引することが重要と考える。さらに、時代は、市民に開かれた市民参加型の議会を促しており、その要求にこたえるためにも積極的に具体的な措置を講じる必要がある。

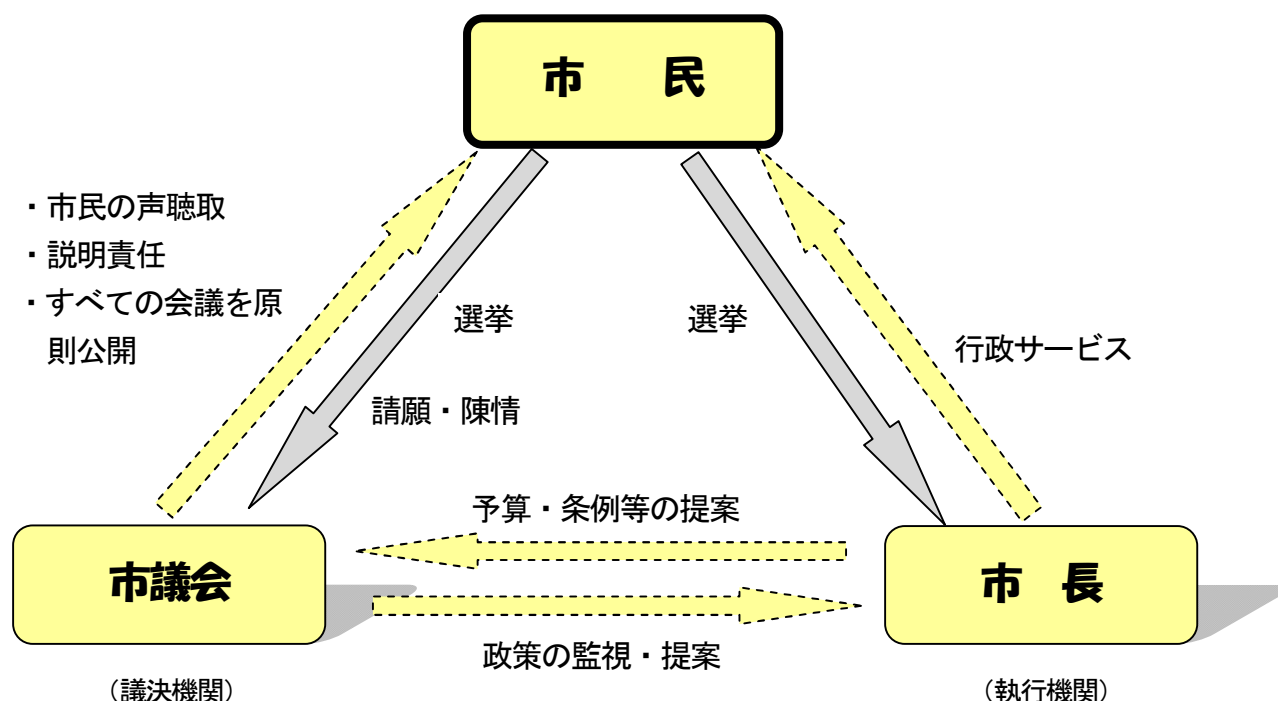
これらの認識を糧にして、本市議会は、市民の声と心を代弁する役割のみに終始するのではなく、住民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指し、力強く魅力ある佐伯市の実現に向け、不斷の努力を重ねることで市民の信頼を勝ち得たい。

ここに、新たな時代の礎とするため、佐伯市議会及びその構成員である議員の活動の支柱として、議会の最高規範たる、この条例を制定する。

◆ 市議会の役割（市政との関係はどうなっているの）

私たちの佐伯市を快適な住みよいまちにするためには、市民一人ひとりが「自分たちで考え、話し合い、決め、自分たちの手で実行する」ことが理想的な住民自治ですが、市民全員が一堂に会して話し合うことは不可能です。そのため、市民の中から代表者を選び、その代表者を通じて話し合います。この代表者が市長と市議会議員です。

市議会は、市議会議員が集まって、市民の要望、意見等を市政に反映させるため、市の予算や条例などについて話し合って決めているところで、市議会を「議決機関」ともいいます。また、決まったことを実際に進めていく市長を「執行機関」といい、市議会と市長は、それぞれ独立した立場でけん制し合い、協力し合いながら、車の両輪のように、ともに市の発展のため活動しています。



市議会は、議員一人一人が市民の声を聴き、市長の施策が市民のためになるか、合議制の機関として議論しています。また、市民のためになる政策条例案や政策提言の立案について、議会として政策研究会を設置し、議論しています。



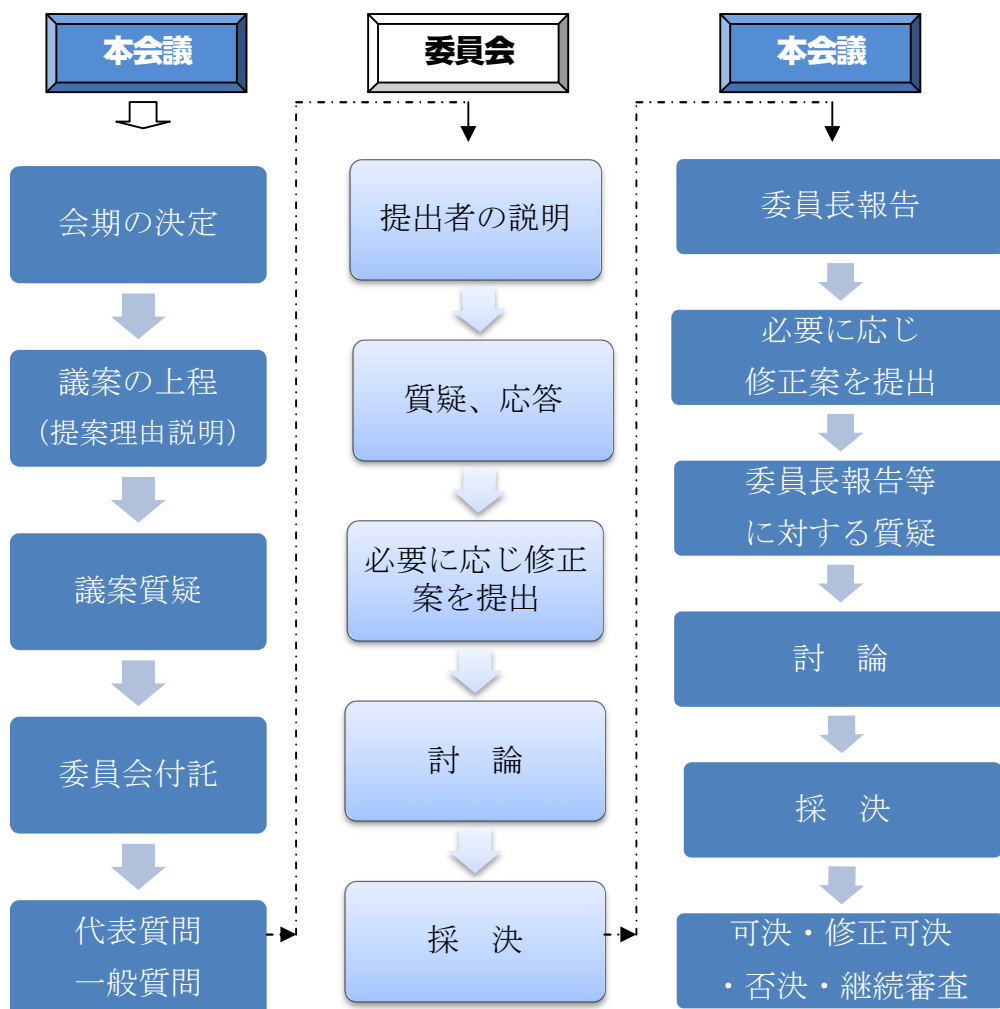
* 市議会と市長はともに住民を代表していますので、二元代表制といわれ、市民の意見をどちらが反映しているか、政策を巡って競い合い、両者で佐伯市を牽引し、より良い佐伯市をつくる原動力になっています。

◆ 市議会の権限（こんな仕事をしています。）

議決権	議会の権限の中で最も代表的なもので、市長、議員及び議会の委員会から提出された議案（条例の制定・改廃、予算、決算、重要な契約の締結など）について、審議し、市の意思又は機関としての意思を決定する権限。
監視権	執行機関の行う行政運営について、議会が監視する権限。
請願受理権	市民の要望や意見を行政に反映させるため、市民から提出された請願を受理し、審議する権限。
意見書提出権	議会が市の公益に関することについて、国などの関係機関に対して意見書を提出する権限。
検査及び監査 請求権	議会が市の行政を監視する一つの手法で、市の事務が議会の議決どおり執行されているか検査したり、監査委員に監査を求める権限。
調査権	議会が市の事務に関する調査を行う権限。
自律権	議会内部に関する規則その他の会議に関することを自主的に決める権限。
選挙権	議長、副議長、選挙管理委員会委員などの特定の地位に就くべき者を選ん で決定する権限。
懲罰権	議員が法律等に違反し、規律を乱した場合、議会が議決によって懲罰を科 することができる権限。

◆ 本会議（定例会）の審議の流れ

定例会は、条例で年4回と定められており、3月、6月、9月、12月に開かれますが、おおむね以下の手順により議案等を審査します。



※委員会審査では、必要に応じ、市民の皆様（議会モニターの方々）から直接参考意見をいただき、市民参加の下に議案を審査することになっています。

◆ 委員会等構成表（委員等の名簿）

議長（小野宗司） 副議長（河野 豊） 監査委員（清家好文）

【議会運営委員会】

議会運営委員会	定数	委員長	副委員長	委員		
	12人以内	吉良栄三	宮脇保芳	矢野哲丸	佐藤元	御手洗秀光
			日高嘉己	三浦涉	浅利美知子	
			井野上準			

【常任委員会】

常任委員会	定数	委員長	副委員長	委員		
総務	8	後藤幸吉	御手洗秀光	河原修仁	佐藤元	日高嘉己
				宮脇保芳	吉良栄三	
建設	7	井上清三	高橋香一郎	玉田茂	三浦涉	渡邊一晴
				兒玉輝彦	芦刈紀生	
教育民生	8	矢野哲丸	高司政文	矢野精幸	河野豊	上田徹
				浅利美知子	清家好文	
経済産業	7	井野上準	清田哲也	清家儀太郎	榊田穂積	後藤勇人
				江藤茂	下川芳夫	

【特別委員会】

特別委員会	定数	委員長	副委員長	委員			
議会広報	7	上田徹	後藤勇人	清田哲也	河野豊	井上清三	兒玉輝彦
				吉良栄三			
議会改革等	10	宮脇保芳	渡邊一晴	高司政文	矢野哲丸	御手洗秀光	日高嘉己
				河野豊	小野宗司	吉良栄三	下川芳夫
地域開発	10	榊田穂積	矢野精幸	後藤幸吉	清田哲也	佐藤元	上田徹
				清家好文	兒玉輝彦	浅利美知子	芦刈紀生
地域産業	10	江藤茂	清家儀太郎	河原修仁	井上清三	玉田茂	三浦涉
				井野上準	後藤勇人	高橋香一郎	
公共工事入札事務問題	9	河野豊	宮脇保芳	後藤幸吉	後藤勇人	井上清三	玉田茂
				高司政文	吉良栄三	御手洗秀光	

【政策研究会】

政策研究会	定数	会長	副会長	委員			
	8	高司政文	清田哲也	後藤幸吉	矢野哲丸	御手洗秀光	井上清三
				井野上準	高橋香一郎		



大分県佐伯市議会

〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号

TEL : 0972-22-3643

FAX : 0972-24-0204

e-Mail : gikai@city.saiki.lg.jp